

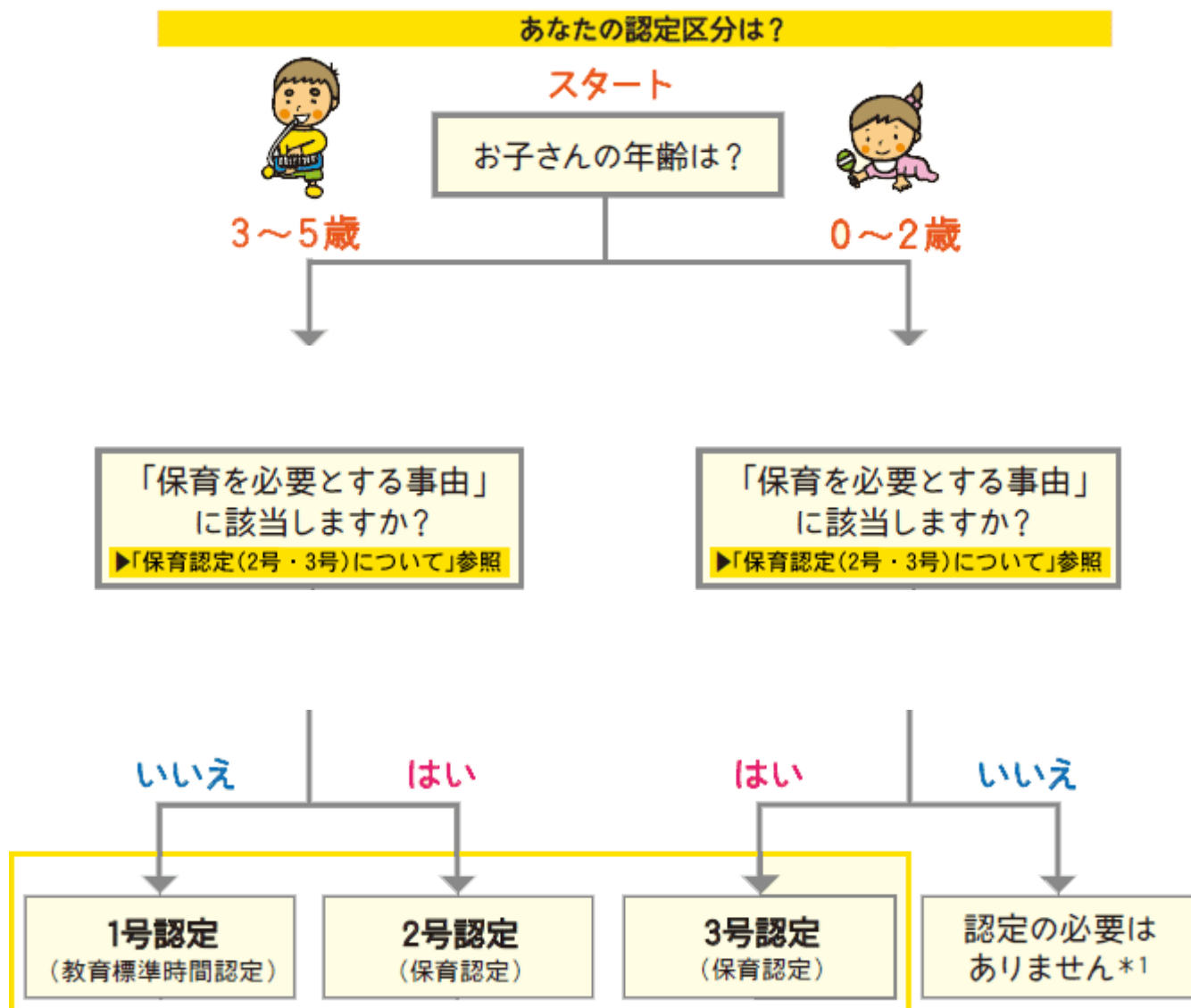
認定について



認定について

施設などの利用を希望する場合は、お住まいの市町村から利用のための認定を受ける必要があります。

認定区分



* 1 必要に応じて、一時預かりなどの支援が利用できます。

Q. 共働きでも幼稚園を利用したい場合は？

A. 共働きでも幼稚園の教育を希望される場合は、1号認定を受けることになります。

保育認定(2号・3号)について

保育所などでの保育を希望される場合の保育認定(2号・3号認定)に当たっては、以下の2点が考慮されます。

1. 保育を必要とする事由

次のいずれかに該当することが必要です。

- 就労(フルタイムのほか、【パートタイム、夜間、居宅内の労働など】)
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障害
- 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 【求職活動(起業準備を含む)】
- 【就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)】
- 【虐待やDVのおそれがあること】
- 【育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること】
- その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

2. 保育の必要量

- 保育を必要とする事由や保護者の状況に応じ、次のいずれかに区分されます。

- a「保育標準時間」認定＝最長 11 時間（フルタイム就労を想定した利用時間）

- b「保育短時間」認定＝最長 8 時間（パートタイム就労を想定した利用時間）

- ※保育を必要とする事由が就労の場合、「保育短時間」利用が可能となる保護者

の就労時間の下限は、1ヶ月あたり 48～64 時間の範囲で、市町村が定めることとな

ります。